

九州・西中国エリアへの配送拠点の形成

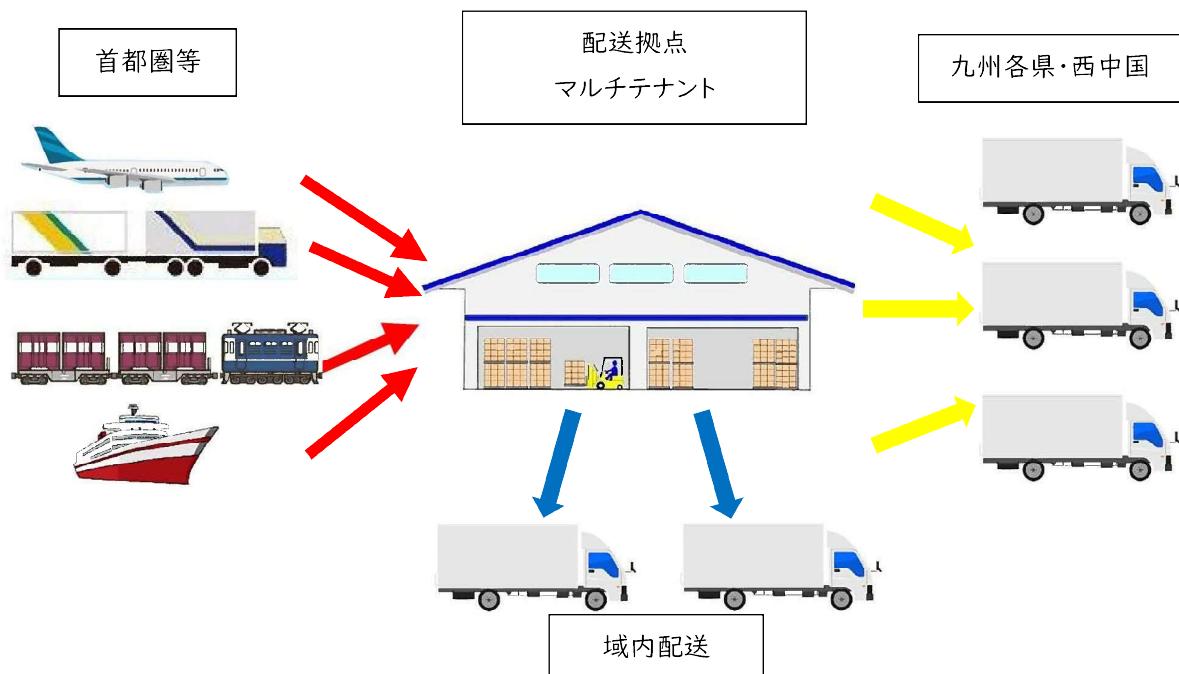
～配送拠点の立地を促進～

| 背景

- ・ 九州向けの荷物は、日用品、食料品等を取り扱うマルチテナント等が大消費地近郊である福岡市、鳥栖市に立地しており、その拠点から九州各県へ配送されている。
- ・ 物流施設については、国内に2箇所（東日本、西日本エリア）設置する企業が多くたが、東日本大震災により、サプライチェーンが寸断されたことから、在庫保管を一部分分散化する動きが発生した。加えて、近年の災害の激甚化、頻発化に伴い、BCPの観点から物流ネットワークの再構築、再配置の動きが進んでいる。
- ・ EC市場等の成長に伴い、福岡都市圏の物流施設の需要は、今後も旺盛であるが、用地の不足、価格の高騰から福岡都市圏での立地は困難な状況になっている。
- ・ 近年の物流施設については、単なる保管だけでなく、ピッキング、加工、梱包等、機能が多機能化しており、首都圏では、住宅地の周辺に立地するなど労働力の確保は、重要な要素となっている。

2 取組の方向性

- ・ 福岡市、鳥栖市の物流施設の賃料は上昇が続き、用地も不足していることから、今後、福岡市、鳥栖市から、より縁辺部へ物流施設の立地が進むと想定される。
- ・ 九州管内（福岡都市圏）、西中国エリアとのアクセス性に優れ、人材の安定的確保が可能な本市に九州・西中国エリアへの配送拠点の整備を促進する。
- ・ 今後も成長が見込まれるEC市場や一定期間の保管が可能な医薬品、家電、部品等（サプライチェーンの構築）の日用品から保管品まで多様な品目を取り扱う物流施設（マルチテナント）を誘致する。



3 今後の取組み(案)

- 民間事業者による物流施設の開発促進
 - 民間活力の導入による物流施設の立地を促進
 - 高速道路の IC 周辺等の交通アクセス性の高いエリア（物流施設集積エリア）に物流施設の立地を促進
 - 物流拠点推進室が窓口となり、手続き関連部局（市、国、県）との連絡調整を実施し、民間開発を支援
- 物流事業者等の物流施設誘致
 - 物流事業者等に対して、本市への物流施設立地へ向けた誘致活動を実施
- 物流施設の高度利用・機能強化への取組
 - 本市に立地する物流事業者等の施設の高度利用・機能強化の取組を支援